

# 新型コロナウイルス最前線



## 第11回

### 陽性結果が出たときに知っておきたいこと

世界中で大問題となっている新型コロナウイルス感染症。本連載では、その動向や対策などを紹介しており、今回は、PCRなどの検査で陽性だった場合の療養についてQ&Aで解説します。症状がある場合も、ない場合も、慌てずに冷静な判断で行動する必要があります。療養解除の基準や同居家族の対応についてもお伝えします。

#### <療養のための知識 Q&A>

Q1

濃厚接触者とは？

A1

濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいいます。ここでいう一定の期間は、症状のある人では症状出現から2日前、症状のない人では検体採取時から2日前の期間です。  
この期間に、以下の条件に当てはまる人を濃厚接触者といいます。

- 陽性者と同居している人
- 陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則）
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

ただし、これはあくまで原則であり、あらゆる状況を聞き取ったうえで保健所が総合的に判断します。

Q2

濃厚接触者の接触者はどのように対応すればよいのでしょうか。

A2

濃厚接触者が陽性となった場合に改めて濃厚接触者に該当するかを判断されるので、それまでは特に制限はありません。ただし、濃厚接触者は感染している可能性が高いので、日々十分に感染対策をして過ごすことが重要です。

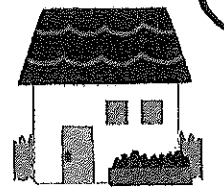
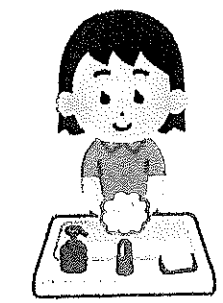
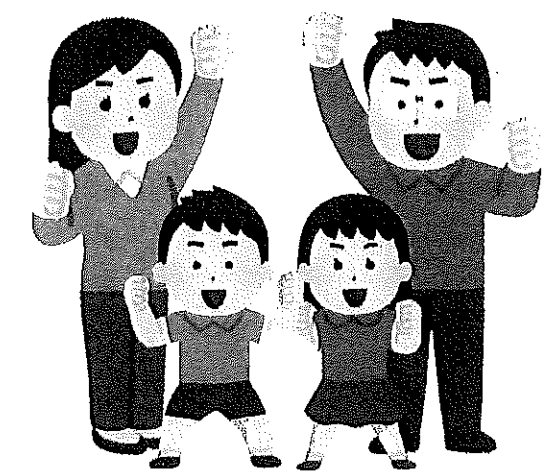
Q3

感染者がほかの人に感染させてしまう可能性がある期間を教えてください。

新型コロナウイルス感染症を個人や家庭でできる言語的家族

## 1. 日常的な対策

北海道HP



定期的な換気を

帰宅後、食事の前、  
トイレの後には手洗いを



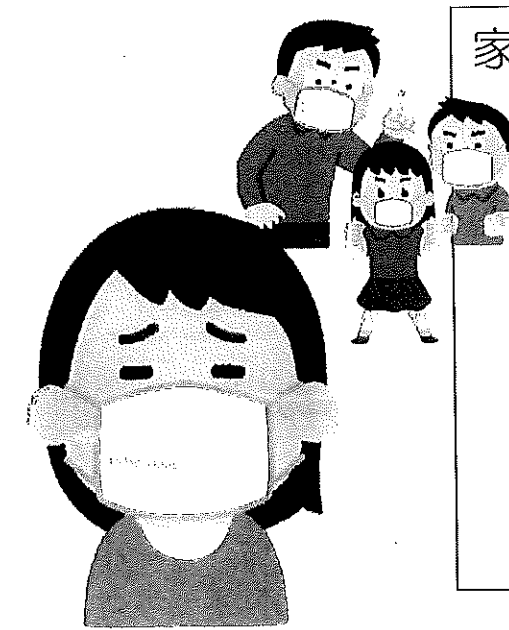
家族全員で毎朝健康チェック！

- ・検温
- ・いつもと違うところは？喉は痛くない？鼻水は？

食料や日用品について、災害や荒天が続くときなどと同様の備えをしておきましょう

## 2. 体調不良者（または「感染の可能性のある者」）が発生したとき

現在流行しているオミクロン株は、感染力が強く、潜伏期間が短いといった特性があり、感染が広がるスピードが極めて速いことから、症状があるまたは感染の可能性のある家族がいる場合は、陽性になった場合を想定して、感染予防対策をすることが効果的です



- 家庭内で体調不良者がいる場合・・・
- ・本人も家族も、自室以外ではマスク着用
  - ・本人は仕事や学校等を休む。家族は、職場や学校と相談を
  - ・念のため家庭内で部屋を分ける（個室が難しい場合は、極力距離を置き、可能な限り近づかない）
  - ・ハイリスク者（高齢者や基礎疾患を有する者等）との接触を控える
  - ・家族も症状がある場合は、医療機関を受診

「陽性者の発症日」、「家庭内感染対策を取った日」のいずれか遅い方を0日目として**5日間**（6日目解除）または2,3日目検査の陰性確認で3日目解除（令和4年7月22日付厚生労働省事務連絡により、濃厚接触者の待機期間が原則7日間から5日間に短縮されました）

3

とされています。

なお、濃厚接触者には待機期間中における不要不急の外出自粛をお願いしておりますが、やむを得ない場合には、マスク着用等の感染対策を徹底した上で、できるだけ短時間で人との接触を避けていただければ、食料・日用品の購入を目的とした最低限の外出は可能です。

#### 【家庭内での感染対策とは】

家庭内で、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用や手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避けるといった対策です。

## 同居家族が濃厚接触者と判定された場合

札幌市HP

職場や友人・知人等が陽性と診断され、同居家族の方が濃厚接触者と判定された場合は、以下リンクを参考に待機及び健康観察を行ってください。

- [待機期間について](#)
- [健康観察について](#)

なお、濃厚接触者と判定された方以外は、同居家族であっても外出の制限等はありませんが、所属先（会社、学校、幼稚園、保育園等）によって取り決めがある場合もあります。「同居家族が濃厚接触者になった」旨を所属先にご相談ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## Q&A

### Q1.濃厚接触者になった場合の外出自粛は強制ですか？

法的な強制力はありませんが、感染症法に基づき、ご協力をお願いしております。

#### <参考>

- [厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」「3.新型コロナウイルス感染症の予防法」「問3 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どのようなことに注意すればよいでしょうか。」](#)
- [国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」](#)

### Q2.PCR検査の結果が陰性でも外出自粛が必要なのは何故ですか？

4

## ◎新型コロナの全数把握、見直し検討＝厚労省、8月中にも具体案―医療機関・保健所の負担軽減

22/08/18 07:30 KP002

厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う医療機関や保健所の負担軽減を図るため、すべての感染者数を確認する「全数把握」を見直す方針だ。国に報告を求める患者を高齢者ら一部のみに限定する案を軸に検討が進む見通し。全国知事会や日本医師会などの意見を踏まえた上で、8月中にも具体案をまとめる。

また、感染「第7波」の収束を見据え、感染症法上の「2類相当」の扱いに関しても早急に運用の見直しを図る考えだ。

新型コロナは感染症法上、結核などと同等の2類相当の扱いで運用されている。診察などに掛かる費用が全額公費負担となる一方、保健所や医療機関は全感染者に関する情報の届け出が必要となっており、現場の大きな負担になっている。

こうした現状を踏まえ、岸田文雄首相は、加藤勝信厚労相ら関係閣僚に対して見直しを指示。全国知事会（会長・平井伸治鳥取県知事）は全数把握に関して「第7波収束後ではなく、今すぐ（見直しに）取り掛かってほしい」と要望しており、本格的な検討を始めた。

専門家や地方団体からは、国に報告を求める対象を重症化が懸念される患者や死亡者に限定する案、高齢者に絞る案などが出ており、こうした意見を参考にしながら、新たな対策を検討。また、感染予防対策に支障が生じないよう、全数把握に代わって感染傾向を把握するための仕組みづくりも進める。

全数把握に関する議論に加え、第7波収束後の2類相当の運用全体の見直しも本格化させる。現行法の枠内で季節性インフルエンザと同じ5類に近づけるのが狙いだが、特に現在は公費負担となっている患者の医療費をどうするかが大きな焦点となる。

政府の新型コロナ対策分科会の尾身茂会長ら専門家は重症患者らは公費負担を維持し、それ以外は患者の窓口負担とすることを提案。しかし、自己負担となることで患者の受診控えも懸念される。このため、与党内では5類相当に変更した場合でも公費負担は継続すべきだとの意見も出ており、調整が難航する可能性がある。

厚労省は知事会のほか、感染症の専門家らに改めて意見を聞いた上で方向性をまとめ、近く岸田首相と協議する見通しだ。（了）

（2022年8月18日／官庁速報）

#### 関連情報

人物 岸田文雄氏のプロフィール  
加藤勝信氏のプロフィール  
平井伸治氏のプロフィール

※本印刷物は時事通信社 IJAMPサービスから印刷されました。

#### IJAMP記事

## ◎特集・新内閣の課題・財務省

22/08/18 07:30 KP004

★新型コロナ、物価高騰に対応＝防衛費増額が焦点